

議案第100号

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改  
正する条例を次のとおり制定する。

令和3年 5 月 3 1 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部  
を改正する条例

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例（昭和62  
年川崎市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「第25条」を「第26条」に改める。

別表第2の33登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区整備計画区域の表登戸駅・向ヶ  
丘遊園駅連携地区Cの区域の項の次に次のように加える。

登戸 駅 ・ 向 ヶ 丘 遊 園 駅 連 携 地	建築物の用途の 制限	個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するものは、 建築してはならない。
---	---------------	--

区 D の 区 域	
-----------------------	--

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定（「第25条」を「第26条」に改める部分に限る。）は、令和3年10月1日から施行する。

## 参考資料

## 制 定 要 旨

登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区地区計画の区域内における建築物に係る制限に関し必要な事項を定め、及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。